

**市川市災害廃棄物処理計画
概要版**

**平成 30 年 11 月
市川市 清掃部**

3. 各主体の役割

主体	役割
市川市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に係る計画の作成 ・市域内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に行える体制の整備 ・災害時の避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の処理 ・被災市町村の積極的な支援
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援の実施 ・市町村、都道府県、国及び関係団体間の協力体制の整備に係る連絡調整 ・災害時の進捗管理 ・災害時に、事務委託を受けて処理を代行
国	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間の調整や災害時の専門家チームの派遣 ・財政支援の実施 ・法や制度の整備 ・異常かつ激甚な災害の場合の代行処理
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理への協力 ・有害廃棄物や処理困難な廃棄物の主体的な処理
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における廃棄物の処理に関する知識、意識の向上 ・災害廃棄物の排出時における分別の徹底等による、適正かつ円滑、迅速な処理への協力

4. 想定災害

市川市地域防災計画に合わせ、「東京湾北部地震」を主な想定災害とするほか、風水害等も想定する。

想定災害名	東京湾北部地震
地震の規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	20km
地震タイプ	プレート境界
市内の最大震度	震度6弱～6強

5. 計画の対象とする廃棄物

種類	内容
災害廃棄物	<p>災害の発生により平常時と異なる対応が必要と考えられるものとし、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される「片付けごみ」と、「損壊家屋等の撤去等に伴う廃棄物」からなる。</p> <p>不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物（木くず）、コンクリートがら、金属くず、廃家電等</p>
生活ごみ	被災により家庭から排出されるごみ（大型ごみ含む）
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済携帯トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

6. 災害廃棄物の推計発生量等

災害時には、大量の廃棄物が発生するとともに、災害廃棄物を一時的に仮置く場所が必要となる。

災害廃棄物の推計発生量

区分	発生量
可燃物系（可燃物、角柱材）	126 千 t
不燃物系（不燃物、コンクリートがら、金属）	1,697 千 t
合計	1,823 千 t

仮置場の必要面積

区分	発生量 (t)	年間処理量 (t)	仮置量 (t)	見かけ比重 (t/m ³)	容量 (m ³)	積み上げ高さ (m)	仮置場の必要面積 (m ²)
可燃物系	126,493	42,164	84,329	0.4	210,822	5	84,329
不燃物系	1,696,573	565,524	1,131,049	1.1	1,028,226	5	411,290
計	1,823,066	607,689	1,215,377	-	1,239,048	-	495,619

し尿収集必要量等

し尿収集必要量 (kl/日)			仮設トイレ必要設置数 (基)	
地震発生直後	地震発生長期間 (1 か月) 後	通常値 (参考値)	地震発生直後	地震発生長期間後
357	101	7	2,058	555

注 災害時には上下水道の被災により、し尿の汲み取りが必要となるため、発災からの時間の経過に応じて、災害用トイレを複合的に組み合わせ対応する。

参考（江戸川氾濫シミュレーション（計画規模）における水害廃棄物の推計発生量）

浸水地域	浸水区分	被災世帯数	被災人員
江戸川左岸地域 （市川市北部・中部）	床下浸水	6,504 世帯	13,011 人
	床上浸水	54,036 世帯	110,336 人
江戸川右岸地域 （市川市南部）	床下浸水	2,595 世帯	5,793 人
	床上浸水	68,994 世帯	141,312 人
市域全体	床下浸水	9,099 世帯	18,804 人
	床上浸水	123,030 世帯	251,648 人
推計発生量	（市域全体の床下浸水＋床上浸水）×2t＝ 9,099 世帯＋123,030 世帯 ×2t＝ 264,258t		

注 避難体制を充実・強化するため、国土交通省より想定最大規模の浸水想定区域が示されているが、推計にあたっては計画規模により推計するものとする。

7. 廃棄物処理に関する基本方針

(1) 衛生的かつ迅速な処理

廃棄物の腐敗・悪臭を防ぐため、迅速な処理に努めるとともに、被災生活者が排出する生活ごみやし尿についても、防疫のための生活衛生の確保を重要事項として行う。

また、処理の遅れが復旧・復興の妨げとならないように、可能な限り短期間での処理を目指す。大規模な災害であっても3年以内で処理を終了するものとする。

(2) 計画的な処理

仮置場を適正に配置し、効率的に処理する。

処理は最大限、市内施設を利用することを優先するが、期間内に処理できない場合は、広域処理も検討する。

(3) 安全作業の確保

災害時には、収集運搬・処理において、通常業務と異なる事態の発生が想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

(4) 環境に配慮した処理

災害時の混乱した状況下においても、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。

特に、損壊家屋等の撤去時等におけるアスベストの飛散防止対策、野焼きの禁止、有害物質の流出に万全を期する。

(5) 減量・資源化の推進

膨大に発生する廃棄物を極力、地域の復興資材等に活用し、廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、損壊家屋等の撤去時等から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においても減量・資源化を推進する。

8. 発災前の対応等

(1) 被害抑止

建築物の耐震診断・改修工事の助成制度、あんしん住宅助成制度により、家屋の倒壊を防ぎ、災害廃棄物の発生量を減少させる。

(2) 被害軽減

市川市洪水ハザードマップ、市川市地区別減災マップ等の作成・配布により、被害を可能な限り最小限にとどめ、できる限り早期に回復させる。

(3) 次期クリーンセンターの整備

現クリーンセンターの老朽化に伴う安定的な廃棄物処理の継続及び災害廃棄物の受け入れに必要な設備として、次期クリーンセンターを整備する。

9. 発災後の対応

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する期間（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物进行处理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理期間）	～3年程度

注 発災後には様々な業務の発生が考えられるため、作業毎に必要な人員を含めた組織体制をあらかじめ検討するが、被災地域で発生する災害廃棄物やし尿等の処理は、被災状況や発生量によっては本市だけでの対応ができないことも想定されるため、関係者との協力体制を整備する。

市川市災害廃棄物処理計画

平成30年11月

市川市 清掃部 循環型社会推進課

千葉県市川市市川南2丁目9番12号

電話：047-712-6317

FAX：047-712-6320

